		二十六　積載場所及び当該場所に隣接する区画に立ち入る際には、酸素欠乏及び貨物から発生する可燃性ガスの蓄積の危険性に留意した安全措置をとること。 二十七　船舶の固定式炭酸ガス消火設備を使用しないこと。 二十八　濡れた貨物及び水との反応がすでに始まっている貨物は、すみやかに陸揚げすること。 二十九　出港前に、船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより、次に掲げる事項を満たすことを確認すること。 イ　積載場所が正しく密閉され、貨物が不活性化されていること。 ロ　貨物の温度が安定し、65℃を超えていないこと。 ハ　貨物上部の空間における水素濃度が安定し、0.2Vol%を超えていないこと。 三十　積載場所における空気中の水素及び酸素の濃度並びに貨物の温度を計測するための機器を船舶に備え、航海中定期的に計測し、計測記録を船内に２年間保管すること。 三十一　前号の機器は、空気中に酸素がない場合でも使用できる防爆型のものであること。 三十二　航海中は、積載場所の空気中の酸素濃度を５%未満の状態に保つこと。 三十三　航海中及び陸揚げ時に積載場所における空気中の水素濃度が１Vol%を超えた場合は、安全措置をとること。 三十四　航海中に貨物の温度が65℃を超えた場合は、安全措置をとること。 三十五　ビルジウェルを定期的に点検し、ポンプ等によりビルジを排出すること。 三十六　ハッチを開ける際には、積載場所の空気中の水素濃度を計測すること。 三十七　陸揚げ中に降雨が生じた場合は、陸揚げを中断し、積載場所を閉鎖し、空気中の水素濃度の計測を行うこと。 三十八　甲板及び積載場所の近傍に蓄積した貨物の粉じんは、すみやかに除去すること。 三十九　陸揚げ後に清掃を行う場合は、海水を使用しないこと。
還元鉄(C) （微粒副生物）	DIRECT REDUCE IRON(C) (By-product fines)	一　火薬類（等級が1.4であって隔離区分Ｓのものを除く。）と別の船舶に積載すること。 二　火薬類（等級が1.4であって隔離区分Ｓのものに限る。）、高圧ガス、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類及び腐食性物質（酸性のもの）の個品危険物並びに可燃性物質類及び酸化性物質類に分類される固体ばら積み物質と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 三　積載場所の仕切りは、耐火耐水性を有すること。 四　積載場所は、塩分及び残渣がないよう清浄かつ乾燥した状態に保つこと。 五　積載場所からサイドスパーリング及び残渣等燃えやすい物を除去すること。

		九　船積み前に、積載場所のハッチ及び閉鎖装置が風雨密であることを確認すること。 十　船積み前に、船長は荷送人から、非常時に従うべき安全手順のほか、当該荷送人が船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより取得する次に掲げる事項を示す書面の提出を受けること。 イ　船積みに適した貨物であること。 ロ　当該貨物について、次に掲げる事項につき計測により確認したことを示す資料 ⑴　微細な貨物の重量が貨物の全重量の５%を超えないこと。 ⑵　水分値が0.3%を超えないこと。 ⑶　温度が65℃を超えないこと。 十一　前号ロに掲げるいずれかの事項に該当しない貨物を船積みしないこと。 十二　積載場所の通気口及び出入口その他の開口部は閉鎖し、密閉すること。 十三　船積みにおいては、ブリケットの破損及び微細な貨物の発生を最小化するための措置をとること。 十四　貨物は残渣が加えられていない均質のものであること。 十五　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 十六　船長は、船積みする貨物の温度の計測記録の写しを有していること。 十七　船積み後に、船長は、船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより、第十号ロの要件を満たすことを示す書面を有していること。 十八　積載場所は、船積み後すみやかに閉鎖され、密閉されること。 十九　積載場所に不活性ガスを注入し、当該場所の空気中の酸素濃度を５%未満の状態に保つこと。 二十　船積み前に、船長は、荷送人が船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより取得する貨物を３日以上養生していることを示す書面を有していること。 二十一　ビルジウェルは清浄かつ乾燥した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 二十二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止し、無線通信装置その他の機器の故障を防止するための措置をとること。 二十三　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 二十四　荷役作業中は、積載場所及び当該場所に隣接する区画における喫煙及び裸火の使用を禁止し、その旨を目立つ場所に表示すること。 二十五　積載場所及び当該場所に近接する区画における火気使用工事その他の着火源を発生する作業を禁止すること。